

高岡市公共工事における予定価格事前公表要領

平成17年11月 1 日

(趣旨)

第1条 この要領は、本市における入札・契約に関する透明性・競争性を高めることを目的として行う予定価格（以下「予定価格」という。）の事前公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表対象工事)

第2条 公表対象は、建設工事及び委託業務とする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項の規定による随意契約を除くものとする。

(公表事項)

第3条 公表事項は、工事名、工事場所、工事内容、工事完工日、入札日、閲覧期間及び予定価格とする。

(公表方法)

第4条 公表の方法は、入札公告文及び指名競争入札通知書に予定価格を記載するとともに、高岡市入札情報公開システムにおいて掲載し、かつ、管財契約課において予定価格事前公表書（様式第1号）で縦覧を行うものとする。

(入札手続等)

第5条 入札手続等は、次のとおり定めるものとする。

- (1) 予定価格を超える金額での入札は、無効とする。
- (2) 入札回数は1回とする。
- (3) 建設工事の場合、入札参加者は、入札時に入札額の根拠となる入札価格の工事費内訳書（様式第2号）を提出するものとする。
- (4) 前号の工事費内訳書を提出しない者は、入札に参加しなかったものとみなす。

附 則

この要領は、平成17年11月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

予定価格事前公表書

		入札
工 事 名		
工 事 場 所		
工 事 概 況		
工事完工予定日		
閱 覧 期 間		
入 札 日		
低 価 格 調 査		
予 定 価 格	円 (税抜き)	

様式第2号(第5条関係)

工事番号

入札参加者

工事費内訳書

[illegible]